

長野県告示第543号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成19年10月22日

長野県知事 村井 仁

1 (1) 保安林予定森林の所在場所

木曽郡木曽町日義578の1、580、653、681、728、744、東筑摩郡山形村字本澤横吹澤7598の5、7598の6

(2) 指定の目的

水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(9) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

2 (1) 保安林予定森林の所在場所

松本市大字稻倉字幸甚置1438の2、1439の2、大字島内字泥坂上8412の1、字ドロ坂8415の2、安曇野市明科東川手10437、木曽郡上松町大字荻原61（次の図に示す部分に限る。）、63の1、木曽町新開5742の1から5742の4まで、5744、5745の1から5745の13まで、大桑村大字殿1613の14、1617、1618、1619の1から1619の3まで、1621の18（次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 次の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

字幸甚置1438の2、1439の2、明科東川手10437、大字荻原61（次の図に示す部分に限る。）、63の1、木曽町新開5742の1から5742の4まで、5744、5745の1（次の図に示す部分に限る。）、5745の2から5745の13まで、大字殿1613の14、1617・1618・1619の1・1619の3（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、1619の2

(4) その他の森林については、主伐は、択伐による。

(9) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(I) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林整備課並びに関係市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林整備課

長野県告示第544号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）の規定に基づく行政処分について、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項及び宅地建物取引業法第69条第2項において準用する同法第16条の15第5項の規定により、公開の聴聞を次のとおり行います。

平成19年10月22日

長野県知事 村井 仁

1 日時 平成19年11月8日 午前10時30分

2 場所 長野市大字南長野字幅下692番地2

長野県庁 議会棟理事者控室

3 被聴聞者

(1) 商号 信州ネット株式会社

(2) 代表者氏名 綿貫 彰

(3) 主たる事務所の所在地 長野市大字鶴賀485番地5

(4) 免許証番号 長野県知事（1）4832号

(5) 免許年月日 平成16年5月17日

建築管理課

**公告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成19年10月22日

長野県知事 村井 仁

1 申請のあった年月日

平成19年10月12日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人メカトロニクス＆ロボット・クラフトワーカス

3 代表者の氏名

多田 耕三

4 主たる事務所の所在地

佐久市下小田切402番地20

5 定款に記載された目的

この法人は、地域の子どもたちに対してメカトロニクス分野での工作教室とその成果物であるロボット等の競技会への支援と開催と実施に関する事業を行い、日本が製造業で目指すべき高付加価値な「ものづくり」力の復活を担う人材の育成、並びに、参加する子ども同士が技術を交換し、世代間で技術を継承できるような環境と体制を構築することによって、子どもの人的交流を促し、「ものづくり」力を社会で共有し継承できる技術人材の育成に寄与することを目的とする。

N P O活動推進課

公告

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第67条第1項の規定により公告します。

平成19年10月22日

長野県知事 村井 仁

宅地建物取引業者

名称	代表者氏名	事務所所在地	免許番号	免許年月日
みどり住宅生活協同組合	馬場信義	駒ヶ根市赤須町18-5	長野県知事(3) 4238号	平成15年10月30日
有限会社I.M総合企画	北原勇三	伊那市伊那5007-2	長野県知事(1) 4898号	平成17年4月12日

建築管理課

公告

長野県埴科郡土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成19年10月22日

長野県長野地方事務所長 片山昌男

理事

新任

氏名	住所
近藤清一郎	千曲市大字倉科953番地4

退任

氏名	住所
宮坂博敏	千曲市大字桜堂585番地1

農地整備課

重任

氏名	住所
田川則雄	中野市大字新野1029番地
小林幸弘	中野市大字小田中687番地
武田晋一郎	中野市大字岩船241番地2

退任

氏名	住所
頼所昭司	中野市大字小田中283番地
池田恵一	中野市大字新野109番地
金井孝生	中野市大字西条642番地
小林修幸	中野市大字篠井149番地3
小林利雄	中野市大字江部176番地
郷道保	中野市大字新保679番地
中山高康	中野市大字更科250番地1
小林昭一	中野市大字西条424番地1

監事

新任

氏名	住所
小菅健	中野市大字更科515番地
池田洋幸	中野市大字新野744番地
中沢邦次	中野市大字小田中626番地
小林和人	中野市大字西条832番地

退任

氏名	住所
芦澤邦幸	中野市大字西条387番地
土屋志弘	中野市大字新野711番地3
豊田邦雄	中野市大字小田中598番地1
田川清一	中野市大字更科506番地

農地整備課

公告

中野市南部土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成19年10月22日

長野県北信地方事務所長 海野忠一

理事

新任

氏名	住所
滝沢一晃	中野市大字小田中104番地
田川清一	中野市大字更科506番地
上原正幸	中野市大字新野759番地
田中實	中野市大字篠井271番地
関俊雄	中野市大字西条1119番地
宮寄角夫	中野市大字江部105番地
番場愛之助	中野市大字新保721番地2
倉品正人	中野市大字中野304番地

公告

中野市長丘平土地改良区の役員について、次のように就任の届出がありました。

平成19年10月22日

長野県北信地方事務所長 海野忠一
理事

新任

氏名 住所
町田秀男 中野市大字柳沢696番地3

農地整備課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年10月22日

長野県教育委員会教育長 山口利幸

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

長野県近代化遺産（建造物等）総合調査業務委託

(2) 役務の特質

長野県近代化遺産（建造物等）総合調査委員会と連携を持ちながら、調査報告書作成のための基礎資料を収集し、次年度の調査報告書に掲載する各物件の基礎調査をする。

(3) 履行期間

契約締結の日から平成20年3月21日まで

(4) 履行場所

長野県内

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA又はBに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野県近代化遺産（建造物等）総合調査委員会等において同種の業務契約を誠実に履行できる能力を有する者であること。

(5) 長野県内の建造物に精通している必要があることから、県内全域に支店又は営業所等を有する者であること。

3 入札説明書の交付、交付期間及び交付場所、契約条項等を示す**場所並びに問い合わせ先**

(1) 入札説明書の交付

本公告に係る入札に参加しようとする者の申し出により入札に参加する者1人に対し、1部を無償で交付します。なお、郵送による交付は受け付けません。

(2) 入札説明書の交付期間

公告の日から平成19年10月31日までの、日曜日及び土曜日を除く毎日午前9時から午後5時まで

(3) 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県教育委員会事務局文化財・生涯学習課

電話 026（235）7441

4 入札手続等

(1) 契約手続等において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成19年11月5日 午後3時

イ 場所 長野県教育委員会事務局文化財・生涯学習課

(3) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成19年11月1日午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(7) 契約書作成の要否

必要とします。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつた者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

文化財・生涯学習課